

17.久留米市企業局手数料取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例（昭和35年久留米市第13号。以下「条例」という。）第30条に規定する給水装置工事手数料について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

(手数料の徴収基準)

第3条 手数料は、次の各号に定める工事の申込みを行う者から、当該各号に定める基準にもとづき徴収する。

(1) 給水装置工事の新設工事

新設の建物又は既設の建物で居住者が水道を使用していなかったものに、新たに給水装置を設置する工事の場合は、設置される給水装置の給水管口径に応じて、手数料を徴収する。

(2) 給水装置工事の改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形に変更を加える工事の場合は、変更後の給水装置の給水管口径に応じて、手数料を徴収する。

(3) 給水装置工事の撤去工事

給水装置の全部を取除く工事の場合は、給水装置の個数に応じて、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第4条 手数料の額は、条例別表第4に定める額とする。

(手数料の納入)

第5条 管理者は、手数料を徴収するため納入通知書を発行する。

(手数料の特例)

第6条 次の各号に掲げる場合は、手数料は徴収しない。

(1) 修繕工事の場合

(2) 貯水槽以下設備工事の場合

(3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

(手数料の還付)

第7条 条例第30条第3項の特別の理由とは次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 自然災害により給水装置工事の継続が不可能と認められるときで、申請者から中止の届出があった場合
- (2) 企業局に起因する給水装置工事の変更により手数料の減額があった場合
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。